

関西広域連合告示第 2 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 7 条第 4 項の規定に基づく兵庫県に対する関西広域連合の公平委員会の事務の委託を次のとおり廃止するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 26 日

関西広域連合広域連合長 三日月 大 造

関西広域連合と兵庫県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止する規約

関西広域連合と兵庫県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（令和 5 年関西広域連合告示第 3 号）は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。